

報 道 関 係 者 各 位

2023 年 11 月 24 日
日 本 証 券 業 協 会

「職場つみたてNISAに関するガイドライン」等の一部改訂及び公表について

NISA推進・連絡協議会¹では、職場つみたてNISAの適正かつ円滑な運営と制度の普及を図るため、NISA取扱業者及び職場つみたてNISA導入事業主向けに「職場つみたてNISAに関するガイドライン」等を取りまとめております。

令和5年（2023年）3月、職場つみたてNISA導入事業主が同制度を利用する従業員に対し福利厚生の一環として給付する奨励金について、賃上げ促進税制の対象となる「給与等」に該当することが明確化されました。²

また、令和5年（2023年）度税制改正によりNISA制度の抜本的拡充・恒久化が措置され、令和6年（2024年）1月1日より開始されることとなっております。

このような状況を踏まえ、「職場つみたてNISAに関するガイドライン」等の一部改訂を行い、本協会ホームページ（下記URL参照）にて公表いたしましたのでお知らせいたします。

○本協会ホームページ「『職場つみたてNISA』について」

https://www.jsda.or.jp/shijyo/seido/tax/shokubatsumitate_nisa.html

※同ページ内「ガイドライン等について（2024年1月1日から）」にて公表しております。

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 企画部（TEL：03-6665-6760）

¹ 「NISA推進・連絡協議会」とは、NISAの円滑な導入並びに実施に向けた業界横断的な意識の共有及び情報の連携を図るため、NISAの担い手である金融商品取引業者、銀行、系統金融機関及び投資信託委託業者で構成される業界団体等により構成された協議会です。

² 令和5年3月16日付け国税庁文書回答事例「従業員に対して職場つみたてNISAの奨励金を給付した場合の賃上げ促進税制（租税特別措置法第10条の5の4又は第42条の12の5）の取扱いについて」

<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/230331/besshi.htm> 参照。